

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、平成17(2005)年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23(2011)年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」、平成28(2016)年3月に「第3期豊橋市地域福祉計画」、令和3(2021)年3月に「第4期豊橋市地域福祉計画」(以下、「第4期計画」)を策定し、高齢者、障害者、こども、健康等に係る各分野の計画と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを乗り越える中で、人々の行動変容、交流意識(つながり)の弱まりなど社会の変化が見られたことや、人口減少、高齢化、世帯構成の変化・規模の縮小が進んだことにより、従来は家族や地域が担ってきた「支え合い機能」が低下しています。これらの影響もあり、生活困窮、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー問題など、複合的な要因による課題、分野の境界線上や制度の狭間にあるため対応が難しい課題がこれまで以上に顕在化しており、既存の制度・手法だけでは十分に対応できないため、新たな地域福祉のアプローチを必要とするケースも増えています。

このような社会情勢のもと、国では「地域共生社会」の実現に向けた検討が進められ、令和3(2021)年4月施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一つの手法として重層的支援体制整備事業が創設されました。令和6(2024)年6月からは、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や総合的な権利擁護施策の充実等について検討することを目的とした「地域共生社会の在り方検討会議」が定期的に行われ、令和7(2025)年5月に「中間とりまとめ」が公表されています。

本市においても、第4期計画を着実に進めるとともに、令和3(2021)年度より総合福祉センター内へ「福祉相談サポートセンター」を設置し、分野別の相談機関では支援が困難なケースに対して包括的な支援を行ってきました。また、令和6(2024)年度からは重層的支援体制整備事業として本格的に実施しています。

これらの背景を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの施策を継承・発展させるとともに、頻発化・激甚化している昨今の自然災害への対応をも含めた地域づくりを進めるため、「第5期豊橋市地域福祉計画」を策定します。

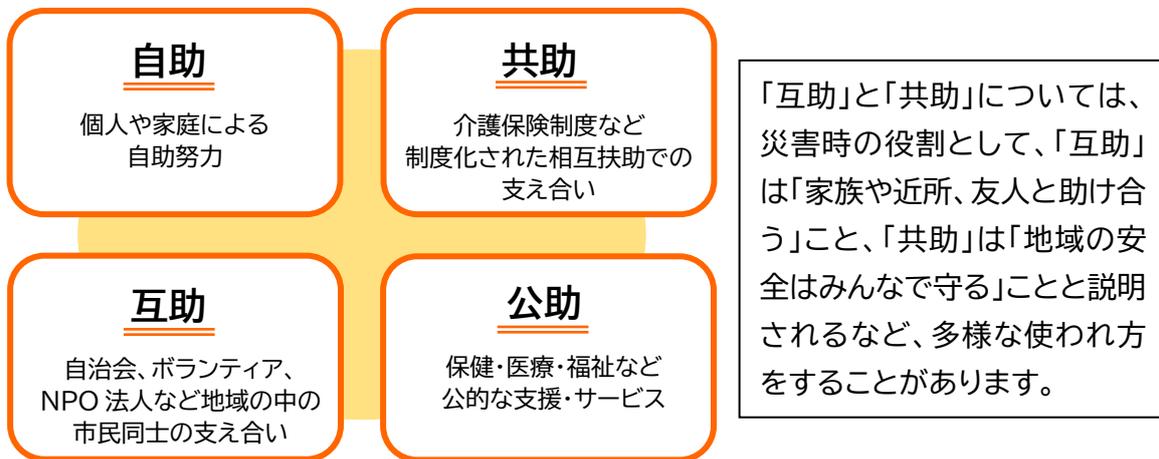
2 地域とは

本計画における「地域」とは、全市・中学校区・小学校区・自治会／町内会・隣近所など、多様なエリアが考えられ、一律に設定できるものではないと考えています。本市では、福祉課題・生活課題の内容や地域の実情に応じて、柔軟にエリアを設定することで、さらなる地域福祉の取り組みを推進していきます。

3 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域における生活上のさまざまな問題や課題について、高齢者や障害者、子どもといった対象者ごとではなく、市(行政)、社会福祉協議会(※)、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などがともに助け合い、支え合うことで解決を図り、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことです。

そのためには、多様な生活課題を「自助・互助・共助・公助」を組み合わせることで解決していく取り組みが必要です。



※社会福祉協議会とは

地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法に基づき設置されている団体であり、市民やボランティア、民生委員児童委員、福祉・保健等の関係機関・団体、行政機関とともに活動を進め、市民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の支援や民間性を発揮した福祉サービスの企画を実施。

4 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

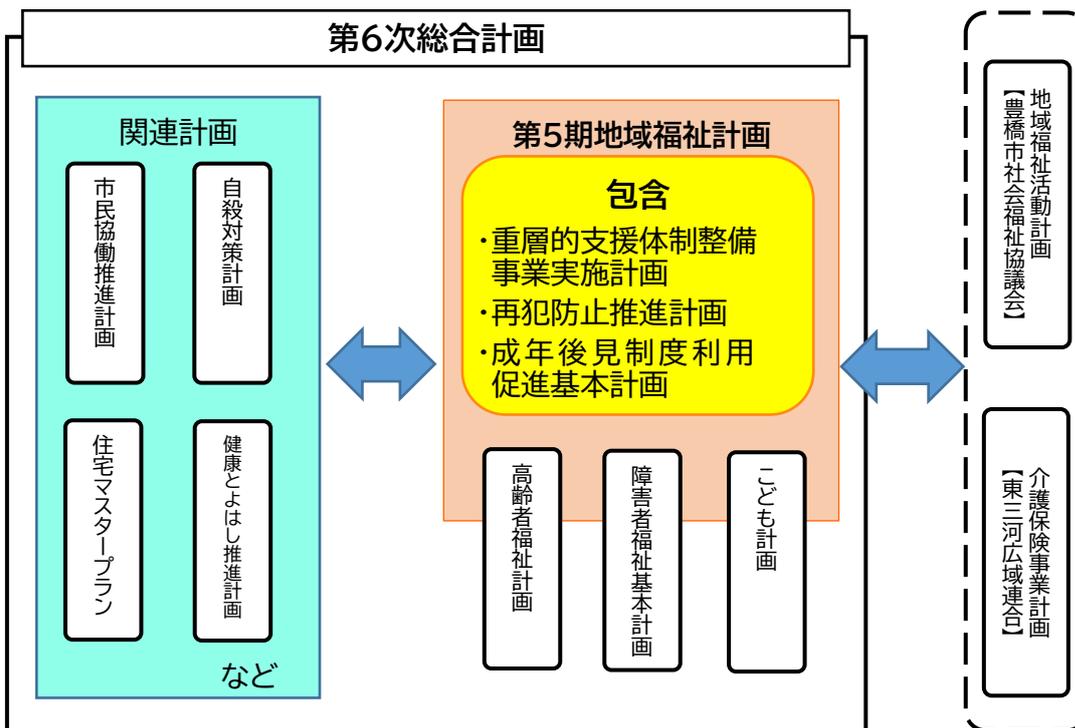
「第5期豊橋市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定する市町村地域福祉計画として位置づけます。

本計画は、第6次豊橋市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進する総合的な計画として、福祉などに関する各分野の個別計画の上位計画と位置づけ、関連する計画と連携が図られた内容とします。

また、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとし、必要事項を盛り込み、一体的に策定します。

なお、豊橋市社会福祉協議会では、地域住民や地域福祉活動のさまざまな担い手が相互に協力して取り組む地域福祉の行動計画として、豊橋市地域福祉活動計画が策定されています。そのため、同計画と本計画とは互いに連携しながら、一体となって本市における地域福祉の推進を図ります。

【位置づけのイメージ】



(2) 計画の期間

この計画の期間は、上位計画である豊橋市総合計画との整合を図るため、後期基本計画と同じ令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。

6 本計画におけるSDGs(持続可能な開発目標)との関連

本市では、平成27(2015)年9月に国連において採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」について、全庁一丸となって推進を図っているところであり、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、令和元(2019)年に「SDGs未来都市」に選定されました。

SDGsの理念は、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体においても、目指すべき方向性は一致しているものと考えます。

※関連する主なSDGsは1・2・3・4・10・11・17です。

